

辺野古新基地建設のための美謝川付替工事の中止を求める意見書

沖縄防衛局は、辺野古新基地建設事業に伴う大浦湾埋立てにより河口が閉鎖される美謝川の水路付替工事を開始しようとしている。本年度予算に工事費約 10 億円が計上されており、4 月 2 日付「シュワブ（R3）美謝川整備工事」の入札公告を受け、今月 18 日には開札されたことから、間もなく工事が始まることが予想される。そもそも、設計変更申請の知事承認が得られる見通しもつかない中、大浦湾埋立てを前提とした河口閉鎖に伴う美謝川付替工事を先行させることは許されない。

美謝川は法定外公共物であり、米軍への提供施設内は国の所有・管理だが、提供施設外は名護市が所有・管理している。名護市法定外公共物管理条例（以下、「条例」と略）では、敷地への工作物等の新設、土地の掘削、敷地・水面の使用等だけではなく、「付替え」や「法定外公共物の構造又は機能に支障を及ぼすおそれのある行為」についても、市長の許可（国等は協議）が必要である。

この問題で名護市議会は昨年、条例適用を指摘し「辺野古新基地建設のための美謝川付替工事に向けた辺野古ダムでのボーリング調査の中止を求める意見書」（令和 2 年意見書案第 19 号、沖縄防衛局長宛）と同決議（令和 2 年決議案第 18 号、名護市長宛）を採択し抗議したが、ボーリング工事は昨年 12 月から今年 1 月にかけて強行されたことは、全くもって遺憾である。

今回、沖縄防衛局は「辺野古ダムにおける洪水吐の付替え工事及びそれに接続する水路整備工事の実施に伴う手続き等について（照会）」（令和 3 年 4 月 21 日付沖防第 2498 号）を名護市長宛てに出し、名護市は「協議は不要」（同年 5 月 6 日付名施設第 58 号）と回答しているが、本議会は名護市の対応は条例違反であり、「回答」は無効であると指摘する。

辺野古ダムにおける洪水吐の付替えを含む美謝川の付替工事で、名護市長との協議が必要であることは、沖縄防衛局が平成 26 年 4 月 11 日付で発文した沖防第 1484 号と沖防 1485 号の前例を見れば明白である。

また、付け替えられた美謝川は、法定外公共物として私権が制限されるため、その底地の所有権を民地のまま放置することはできず、新水路の工事に当たって国が事前に取り買わなければならない。付替え予定の水路ルートには名護市有地も存在している。水路にされてしまえばその土地は永久に使用できなくなるのであるから、このような形質変更はそもそも賃貸借契約の限度を超えるものである。

よって名護市議会は、市民の財産と生命（水）を守る立場から、以下の点を強く求める。

記

- 1 沖縄防衛局は、「シュワブ（R3）美謝川整備工事」を直ちに中止し、美謝川切替工事を断念すること。
- 2 付替え予定の美謝川水路ルート上にある名護市有地の一方的な形質変更を行わないこと。
- 3 辺野古ダム周辺土砂採取計画を中止し、名護市による辺野古ダム周辺の美謝川集落関連遺跡群の保全に協力すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 30 日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長